下市町交流センター(ごんたくんの家)の使用について

下市町交流センター(以下「センター」という。)は、住民及び住民各種団体の相互の交流や 災害対策活動の拠点として設置され、各種ルーム、交流ホールが設けられており、各種会議や 交流活動に幅広く使用して頂くことができます。お気軽にご利用下さい。

1. 使用日·時間

- ・センターの使用は、午前9時から午後10時までとします。但し、交流ホールでの一般 自由来館は平日の午前9時から午後5時までとします。
- ・使用時間は、準備から片付け、現状復帰までの時間が含まれます。午後10時までに退出してください。
- ・土、日、祝日、時間外(午後5時以降)の使用については、使用申込み団体のみの使用となりますので、一般の自由来館はできません。<u>また、使用申込者の都合で連絡がなく取り止めがあった場合、キャンセル料(1,500円)が発生します。</u>

2. 休館日

年末年始(12月27日~翌年1月4日迄)

但し、日曜日、土曜日及び国民の祝日に使用予約がない場合は、休館します。

3. ご使用申し込みについて

- ・受付開始日は、利用される日の前3ヶ月から先着順とします。 (原則使用3日前までに申込)
- ・使用の申込みをされる時は、印鑑を持参の上、社会福祉協議会の事務局に所定の「使用 許可申請書」で申し込んでください。(申請者及び使用責任者は町内の住民に限ります)
- ・ご使用日時の申込み状況、使用料等については、予め電話でお問い合わせ下さい。なお、 電話、ファックスによる予約や申込みはいっさい受付けできません。
- ・未成年のみの貸館はできません、必ず保護者同伴で使用してください。

4. ご使用にあたって

- ・センター内では全て土足厳禁又禁煙です。喫煙は屋外(秋野川側)でお願いします。
- ・第1・2・3 ルームでの飲食は、原則として禁止としています。(但し、会議等での茶菓類は可)
- ・交流ホール及びやすらぎルームでのお弁当程度の食事は、可とします。
- 施設、設備、備品などを損傷又は滅失したときは、損害賠償していただきます。
- 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき等使用を許可できない場合があります。

5. 使用料

・各会議室とも1時間500円、但し下記団体要件に該当し、使用許可申請と共に使用料減免申請書を提出頂き、使用者会議に出席した場合は、無料となります。(備品も無料)

6. 使用終了後

・使用後は、清掃し、会場を使用前の状態に戻し、照明やエアコン等を確認してください。 使用により生じたゴミ等は、必ずお持ち帰りください。 (掃除機等は倉庫にあります。)

団体要件

- ・申請者及び使用責任者が町内存住の方である
- ・団体構成員が5人以上である
- 住民交流活動である。
- ・営利を目的としていない

問い合わせ先 下市町交流センター 0747-68-9109 下市町社会福祉協議会 0747-52-6125

